

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿七年六月廿三日 土曜日
第百九十一日
（西曆一千八百九十四年）
（舊曆一千八百九十四年）
年未まで
百九十一日

時事新報の特派員

朝鮮國東學黨の内亂は追々其勢力を増して今は同政府も容易に對平する能はざるのみならず暴徒は諸要地を占領して既に京城を距る二十有餘里の地に迫りたりと云ふ事態頗る堪からざるを以て本社は八重山艦に便乗を請ひて社員高見龜氏を朝鮮に派遣したり
本社は豫て京城に派遣しある通信者にも特に照會する所あり且つ特派員も既に出發したる事なれば今後東學黨の内亂は電信を以て郵便を以て續々時事新報紙上に顯出すべし尙ほ騷亂の模様は依りては引續き社員の特派員を要すべきを以て本社は豫め部署を定め後報の到るを待つ

更に二名の特派員

今回朝鮮東學黨の變亂に乗じ清國は大軍を派遣するなど事態容易ならざるを以て既に社員高見龜氏を朝鮮に派遣したり其後の模様は依りて本社は更に社員を特派するの必要を感じ更に社員を特派するものと左の如し
廣島縣下へ特派 山崎 知遠氏
山口福岡兩縣下へ特派 石川 信氏

朝鮮内地へ特派

本社は朝鮮の警報に接するや直ちに高見龜氏を同國に特派し豫て廣島馬關の兩地にも特派員を置くの要あるを以て山崎知遠、石川信の兩氏を派遣したり高見氏は京城仁川の間に在りて報道に従事する筈なれば清軍の戦地に於ける運動、東學黨變亂地の實況は親しく之を探るの暇なきを以て今度杉本太郎氏を本社の特派員として彼地に派遣し進んで戦亂の地域に入り親しく戰況を探らしむる事となし氏は去る十一日を以て東京を出發したり今回の事件に就き本社の特派員は既に四名に及び昨今電報の來着するも只紙上に公にする能はざるを憾む今後時機を得ば是等の報道は一時に公にして讀者の閱覽に供すべし

時事新報

我兵の操練に就き

朝鮮内地の爲め派遣せられたる我軍兵は不日京城の邊に於て操練す可しと云ふ東洋無比の操練以て清韓兩國人は勿論西洋諸外國人にも日本の兵威を目撃せしめて其睡眼を醒徹するは向に一快事に相違なければ此種の操練は必ずしも今日早々急ぐに及ばず萬事落着して漸く我兵を引揚げんとするの際、最後の名譽りとして舉行するも敢て遅からざるものとせば我輩は爰に趣向を改め其軍勢を分ちて目下清兵の在陣せる牙山の邊に前進せしめんと望む者なり今夫れ東學黨に對して我軍兵を保護せんとするは之を京城一里の外に防ぐるも保護せしめんとするは之を京城一里の外に防ぐるも亦同じく保護するのみ一里の外に於ては十里の外に於てはより安全なるに如かざる可し願ふに清兵が初めより

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武

官報

○大藏省告示第二十二號
東京造幣廠支店土庫帳簿二付通符規則第二條ニ依り當分ノ内閣支所ニ於テ地金ノ受取方ヲ止ム此旨告示ス
明治二十七年六月二十二日
大藏大臣 渡邊 廣武